附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第11条第7項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第32表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第73条の14第12項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第13項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第14項に該当するもの（事業所内保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、「道府県税課税状況調第33表の表側「計」、表頭「法附則第11条第7項（認定都市再生計画）（（参酌基準によった場合））」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第32表の表側「計」、表頭「法第73条の14第12項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第13項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第14項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 52,600円

［略］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　［略］

２　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四四三六二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（61,300円×α）×（A × 0.981）

（61,300円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.981）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

３　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（26,100円×α）×（A × 0.913）＋（29,900円×β）×（B × 0.913）＋（6,100円×γ）×（C × 0.913）＋（9,900円×δ）× D

（26,100円×α）、（29,900円×β）、（6,100円×γ）及び（9,900円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.913）、（B × 0.913）及び（C × 0.913）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 52,100円

［同左］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　［同上］

２　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四四三六二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（88,000円×α）×（A × 0.981）

（88,000円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.981）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

３　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（26,400円×α）×（A × 0.912）＋（30,000円×β）×（B × 0.912）＋（5,900円×γ）×（C × 0.912）＋（9,800円×δ）× D

（26,400円×α）、（30,000円×β）、（5,900円×γ）及び（9,800円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.912）、（B × 0.912）及び（C × 0.912）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］